

耐震改修促進法第9条に基づく耐震診断の結果の公表について

耐震改修促進法に基づく耐震診断結果について取りまとめが完了しましたので、以下のとおり公表いたします。

■学校等

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称 附表による	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の状況・予定		備考
					最小値※		内容	実施・完了時期	
1	宇佐市立西部中学校	宇佐市大字四日市3315番地	中学校	B : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」 に定める「第2次診断法」	Is/ Iso= 1.02 C _{TU} ・S _D =0.73		耐震改修	平成15年度 改修工事済	法附則第3条 (学校で3階以上かつ5,000㎡以上に該当) ※当該施設の安全性評価の最小値は改修後の数値

法附則第3条 要緊急安全確認大規模建築物 : 病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校・保育所等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性			指標の判断基準	
		I	II	III		
A	一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」	Is/Iso < 0.5 又は C _{TU} ・S _D < 0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.3・Z・G・U ≤ C _{TU} ・S _D	I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い	
B	一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」 に定める「第2次診断法」	Is/Iso < 0.5 又は C _{TU} ・S _D < 0.15	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.3 ≤ C _{TU} ・S _D ≤ 1.25	I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い	
C	一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」 に定める「第2次診断法」	鉄骨が充腹材 の場合	Is/Iso < 0.5 又は C _{TU} ・S _D < 0.125・Z・R _t ・G・U	左右以外の場合	1.0 ≤ Is/Iso かつ 0.125・Z・R _t ・G・U ≤ C _{TU} ・S _D	I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い